

**改正**

平成25年6月27日告示第169号

平成28年4月1日告示第68号

伊賀市障がい者地域活動支援センター事業実施要綱

(目的)

**第1条** この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第77条第1項第9号の規定に基づき、障がい者地域活動支援センター事業（以下「事業」という。）を実施することにより、障がい児（者）が、その有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、創作的活動又は生産活動の機会の提供並びに社会との交流の促進を図るとともに、日常生活に必要な便宜の供与を適切かつ効率的に行うことを目的とする。

(実施主体)

**第2条** 事業の実施主体は、伊賀市とする。

(事業内容)

**第3条** 事業の内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 創作的活動
- (2) レクリエーション活動
- (3) 機能回復訓練
- (4) 社会適応訓練
- (5) 健康指導
- (6) 入浴サービス
- (7) 給食サービス
- (8) 送迎サービス
- (9) その他必要と認められるサービス

(登録事業者)

**第4条** 事業は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第175号）を満たし、伊賀市社会福祉事務所长（以下「所長」という。）の登録を受けたもの（以下「登録事業者」という。）

が行う。

(事業者の登録手続)

**第5条** 前条の所長の登録を受けようとする事業者は、伊賀市障がい者地域活動支援センター事業者登録申請書(様式第1号)に、関係書類を添付して所長に提出するものとする。

2 所長は、前項の規定により申請書の提出があったときは、その内容を審査し、登録の可否を決定し、伊賀市障がい者地域活動支援センター事業者登録決定・却下通知書(様式第2号)により事業者に通知するものとする。

(対象者)

**第6条** 事業の対象者は、法第4条第1項及び第2項の規定に基づく障がい児(者)のうち、その者又はその者の保護者が市内に居住地(居住地を有しないとき、又は明らかでないときは、現在地。以下同じ。)を有するものとする。

2 前項に規定するもののほか、法第19条第3項に規定する特定施設入所障害者であって同項に規定する特定施設への入所前に有した居住地(同項に規定する継続入所障害者にあつては、最初に入所した特定施設への入所前に有した居住地。以下「居住地特例地」という。)が市内である者は、事業の対象とする。

3 第1項の規定にかかわらず、居住地特例地が他の市町村の区域内である者は、事業の対象としない。

(利用の申請及び決定)

**第7条** 利用の申請及び決定については、伊賀市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則(平成18年伊賀市規則第72号)第2条から第7条までの規定を準用する。

(利用者負担額)

**第8条** 市が負担する額は、次条に規定する単価により算定した額の100分の90に相当する額を負担するものとし(1円未満の端数がある場合は、切り捨てるものとする。)、受給者等が負担する額は、市が負担する額を控除した額とする。ただし、第2項から第4項までの規定が適用された場合は、当該受給者等が負担する額を控除した額を市が負担する額とする。

2 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令(平成18年政令第10号)第17条に規定する負担上限月額を適用することとし、その合算の対象となる費用は、法第29条及び第30条に規定する介護給付費、訓練等給付費、特例介護給付費及び特例訓練等給付費、法第77条第1項第8号に規定する移動支援事業並びに「地域生活支援事業実施要綱」(平成18年8月1日付け障発第0801002号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)別記11に規定する日中一

時支援事業のサービス利用に係る費用とする。

3 共同生活援助を利用する者が当該事業を利用する場合は、個別減免後の額を利用者負担上限月額とする。

4 利用者負担金は、登録事業者が徴収するものとし、この場合登録事業者は、その収入及び支出関係を明らかにした経理を行わなければならない。

(利用単価)

**第9条** 利用単価は、別表第1に定める単価とする。

(登録事業者の届出義務)

**第10条** 登録事業者は、第5条の規定により申請した内容に変更が生じたとき、又は事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、速やかに伊賀市障がい者地域活動支援センター事業者登録変更・中止・廃止届(様式第3号)により市長に届け出なければならない。

(登録事業者の遵守事項)

**第11条** 登録事業者は、適切なサービスを提供できるよう、従事する職員の勤務体制を定めておかななければならない。

2 登録事業者は、利用者の利用実績について、帳簿等必要な書類を備え付けなければならない。

3 登録事業者は、その提供するサービスの内容及び料金、従事する職員の有する資格等並びに経理状況について、利用者等に明示しなければならない。

4 登録事業者は、個人情報保護の重要性を認識し、個人の権利利益の保護に十分注意して実施するよう努めなければならない。

5 登録事業者は、サービスの提供によって知り得た事実を第三者に漏らしてはならない。

6 登録事業者は、事業を行うため個人情報を収集するときは、事業の目的を達成するために必要な範囲内で行わなければならない。

7 登録事業者は、サービス提供時に個人情報について第三者への漏洩その他の事故が発生した場合は、直ちに市長及び利用者の家族等に連絡するとともに、必要な措置を講じなければならない。

(その他)

**第12条** この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

## 附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成21年4月1日から施行する。

(伊賀市地域活動支援センター事業実施要綱の廃止)

2 伊賀市地域活動支援センター事業実施要綱（平成18年伊賀市告示第183号）は、廃止する。

**附 則**（平成25年6月27日告示第169号）

この告示は、平成25年6月27日から施行し、平成25年4月1日から適用する。ただし、第1条の規定（伊賀市障害児（者）訓練施設等通所費助成事業実施要綱第2条第2号中「同条第13項、同条第14項及び第15項」を「同条第12項から第14項まで」に改める部分に限る。）、第5条の規定（伊賀市ガイドヘルプ事業実施要綱第7条第3項中「共同生活介護及び」を削る部分に限る。）、第7条の規定（伊賀市障がい者相談支援事業実施要綱第3条第4項中「法第5条第10項に規定する共同生活介護又は」を削り、「同条第16項」を「法第5条第15項」に改める部分に限る。）、第11条の規定（伊賀市障害者更生訓練費支給事業実施要綱第1条中「第5条第13項」を「第5条第12項」に、「同条第14項」を「同条第13項」に改める部分に限る。）、第12条の規定（伊賀市障がい者職場実習事業実施要綱第2条第2号中「第5条第13項、同条第14項及び同条第15項」を「第5条第12項、同条第13項及び同条第14項」に改める部分に限る。）、第17条の規定（伊賀市障がい者日中一時支援事業実施要綱第7条第3項中「共同生活介護及び」を削る部分及び別表第1中「障害程度区分」を「障害支援区分」に改める部分に限る。）、第18条の規定（伊賀市障がい者地域活動支援センター事業実施要綱第8条第3項中「共同生活介護及び」を削る部分に限る。）並びに第19条の規定（伊賀市障がい者等介護用品購入費助成事業実施要綱第4条第1項第5号中「共同生活介護、同条第11項に規定する」を削る部分及び「同条第16項」を「同条第15項」に改める部分に限る。）は、平成26年4月1日から施行する。

**附 則**（平成28年4月1日告示第68号）

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

**別表第1**（第9条関係）

単価表

区分	単価（円）
1日超	5,000
1日	4,000
1／2日	2,000
1／4日	1,000
※ 各種加算は以下のとおりとする。	
1 食事提供加算	利用者に食事の提供を行う体制を確保している施設において、利

	<p>用者に食事を提供することとなっている利用者について、食事を提供した場合、一日につき1回420円を加算する。</p> <p>ただし、一般世帯のうち所得割16万円以上の世帯と認定された者を除く。</p>
2 入浴加算	<p>利用者に対して入浴サービスの提供を行う体制を確保している施設において、利用者に入浴サービスを提供することとなっている利用者について、入浴の介助を行った場合は、1日に付き400円を加算する。</p>
3 送迎加算	<p>障がい者の心身の状況、保護者及び家族の状況等からみて送迎を行うことが、必要と認められる障がい者に対し、その居宅と施設との間の送迎を行った場合は、片道につき540円を加算する。</p>
4 欠席時対応加算	<p>利用者が当日に急病等によりサービスの利用をキャンセルした場合において、事業者が当該利用者やその家族等に連絡を炉地、利用者の状況等の確認を行った場合は、1日に付き940円を、1月に4回を限度に加算する。</p>

注1) 区分欄「1日超」は、8時間以上サービスを提供した場合に算定

注2) 区分欄「1日」は、6時間以上8時間未満サービスを提供した場合に算定

注3) 区分欄「1/2日」は、4時間以上6時間未満サービスを提供した場合に算定

注4) 区分欄「1/4日」は、4時間未満サービスを提供した場合に算定